

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1. 現状

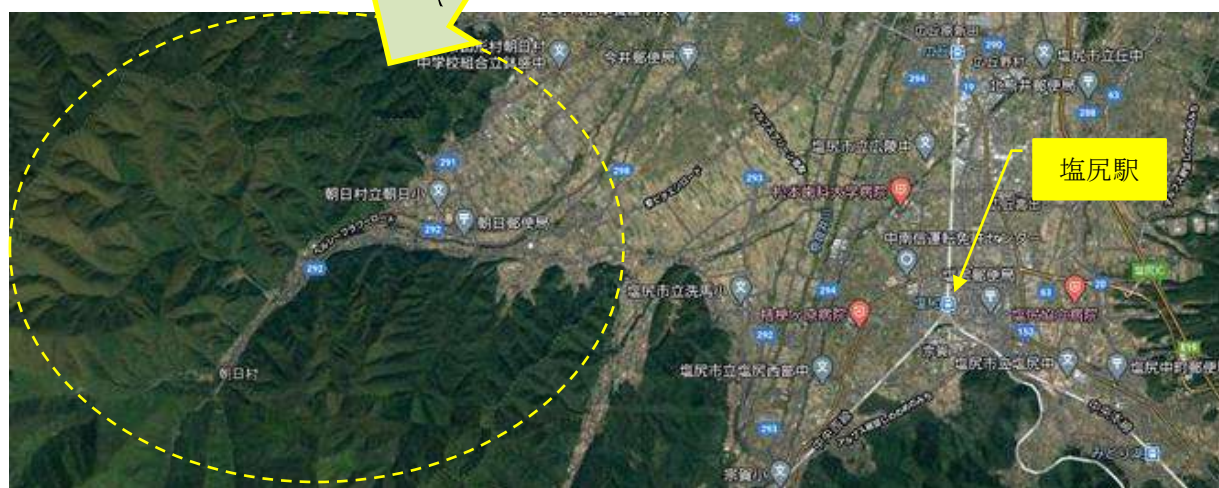
当商工会近郊の災害発生状況および想定される災害発生の情報は、朝日村が策定した朝日村土砂災害・鎖川ハザードマップ(令和7年4月更新版)及び、J-SHIS(防災科学技術研究所)が発行する地震ハザードステーションにより状況分析を行う。

(1)地域の災害リスク

(1)-1. 朝日村の場所 松本平の俯瞰図と朝日村の位置関係



朝日村地域の拡大



朝日村は、松本平の南西端にあり北アルプスと、中央アルプスの接点に位置する鉢盛山を背にして北東にゆるく傾斜を描きつつ、扇状に台地が広がる耕種野菜に適した肥沃な平坦地と、長野県を代表する樹種のカラマツ、アカマツ及びヒノキの針葉樹林を抱えた総面積70.62km²の行政区である。なお、山林面積は朝日村行政区全域の87%を占めている。

(1)-2. 土砂災害・鎖川ハザードマップ

当商工会が管轄する朝日村は、松本平の南西端部に位置し南北は山間地域に挟まれている。北東部は、松本平に向かって、解放された扇状台地の農耕地が広がっている地域である。

また、朝日村の中央を分断するように一級河川【鎖川】が横断しているが、朝日村防災マップによる洪水ハザードは洪水災害の指定にはなっていない。

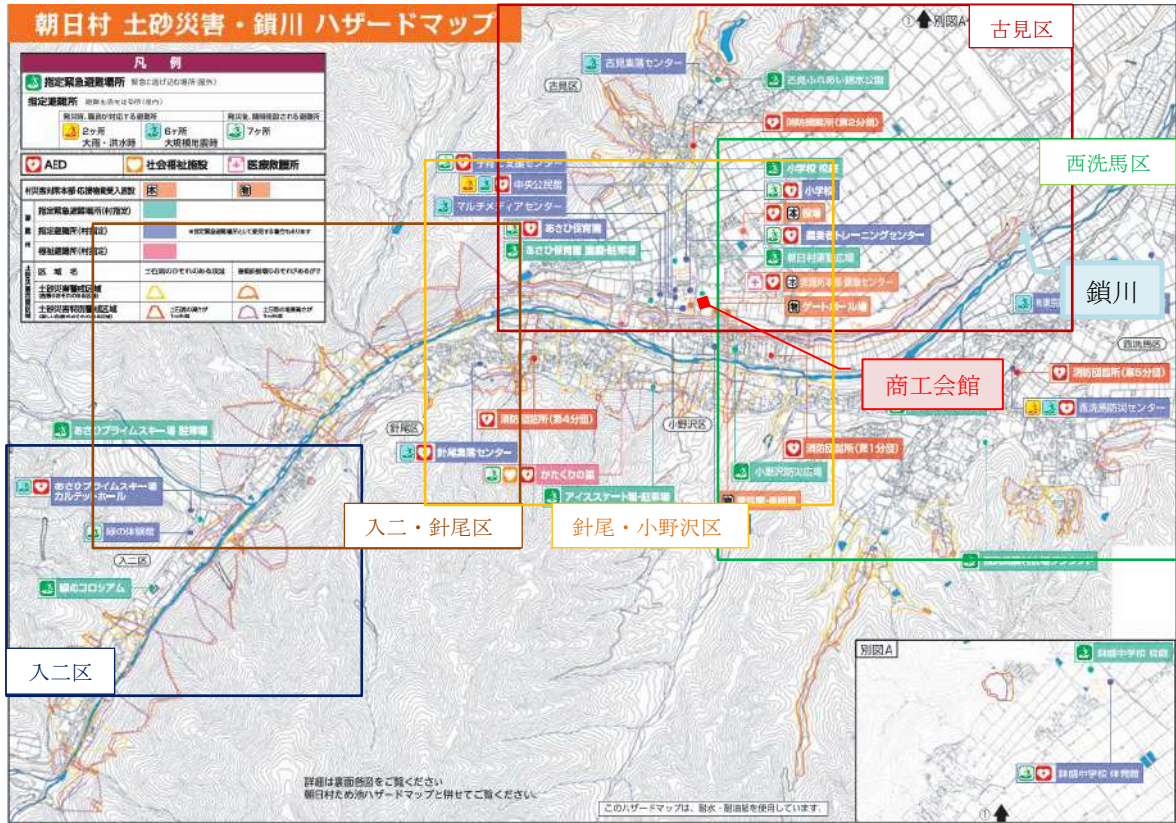


図-1 朝日村土砂災害・鎖川ハザードマップ(令和7年3月更新版)

上図は、朝日村全体の土砂災害ハザードの俯瞰図を示す。

【古見区】は、朝日村役場、救護所本部、小学校や商工会館等があり村行政の中心となっている。

令和8年度公設民営診療所が開設される。古見区は山形村とつながる長野県道291号新田松本線が土砂崩落により寸断される可能性はあるが、迂回路がいくつかあるため孤立する心配はない。中規模の運送業や製造業が山を背にしているため、精密機器の埋没や車両の埋没が危惧され、復旧の長期化が予想される。



図 - 2
長野県道291号新田松本線

北東側の【古見区】と【西洗馬区】は、キャベツ、レタス、白菜等の耕種野菜を栽培する平坦な農耕地が広がっており【土砂災害】の危険は少ない。

一方、南西部にある【入二区】と【入二・針尾区】は山間の狭隘地域となっており、山間斜面は【土砂災害特別警戒区域】が連続して指定されている。この地域については土砂崩落により、長野県道292号御馬越塩尻停車場線が寸断された場合、孤立する可能性がある。商工業者へのリスクは様々な業種の小規模事業者が点在しているため、復旧にかなりの時間を要することが懸念される。



図 - 3 【入二区】危険区域看板

また、山間の南西部【入二区】上流から北東部の【西洗馬区】以东にかけて、一級河川の【鎖川】が朝日村の中央を横断しているが、現在のところ大雨による水災の危険区域の指定はない。

(1)-3. 大雨（100年に1度の大雨_雨量24時間あたり164ミリメートル）による浸水のリスク

近年大雨により甚大な被害が出ている。河川流域では、鎖川の氾濫や小川の氾濫による浸水被害が想定される。昭和58年の豪雨災害では、鎖川の氾濫により小野沢地区の会員事業所の工場などに浸水被害があった。朝日村では6カ所に防災重点農業用ため池があり、氾濫に備えそれぞれの地区に住民が避難するために必要な情報をまとめた、ため池ハザードマップも作成している。

過去に豪雨被害のあった地区には、商店や理容店などがあり設備や備品の水没などのリスクがある。また、農耕地へ水害により被害があった場合、作物の水没や土砂の流入により、朝日村の主要産業である農業に壊滅的な被害をもたらす恐れがある。農地の土壌流失や土砂の堆積によって復旧に多大な時間と費用を要する。

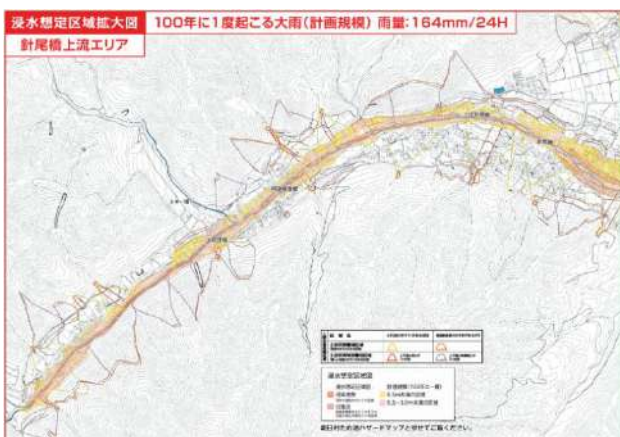


図-4 ハザードマップ（計画規模_針尾橋上流）



図-5 ハザードマップ（計画規模_針尾橋下流）

(1)-4. 地震(J-SHIS(日本防災研究所)データを引用)

朝日村の位置と活断層分布

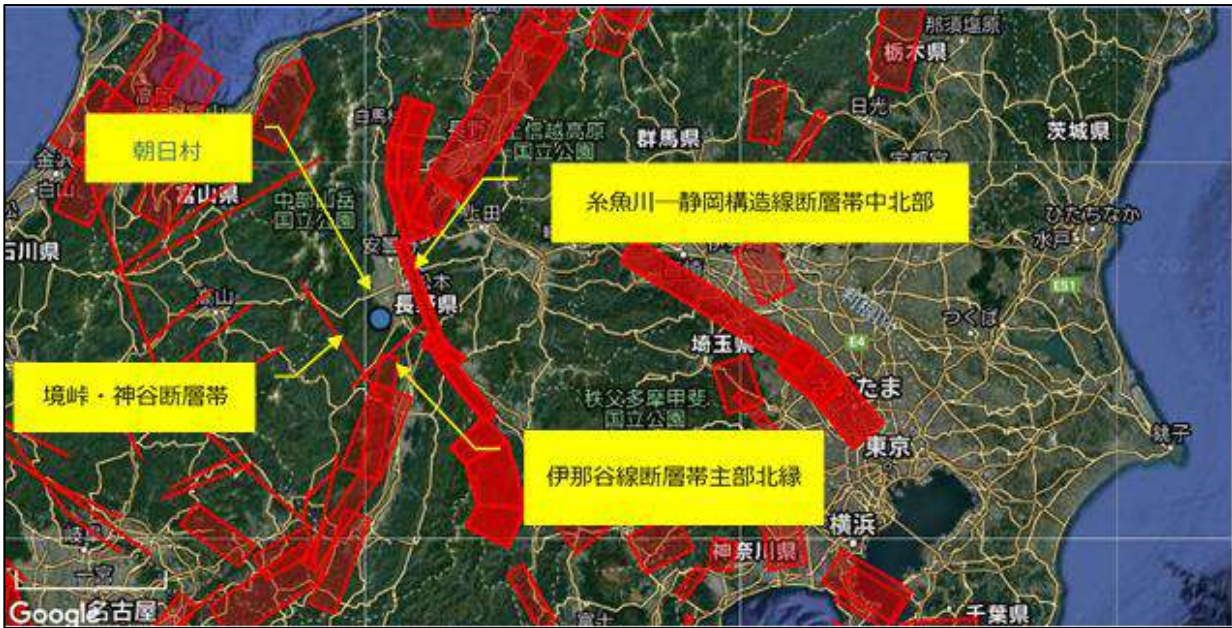


図-6 朝日村の位置と活断層分布

朝日村周辺の断層帯分布は、東側に糸魚川-静岡構造線断層帯中北部が南北に縦断、南部には伊那谷線断層帯主部北縁が迫る。又、西側には境峠・神谷断層帯主部が南北に走り活断層に囲まれた地域である。

朝日村及び近郊の震度分布 (J-SHIS(日本防災研究所)2024年データを引用)

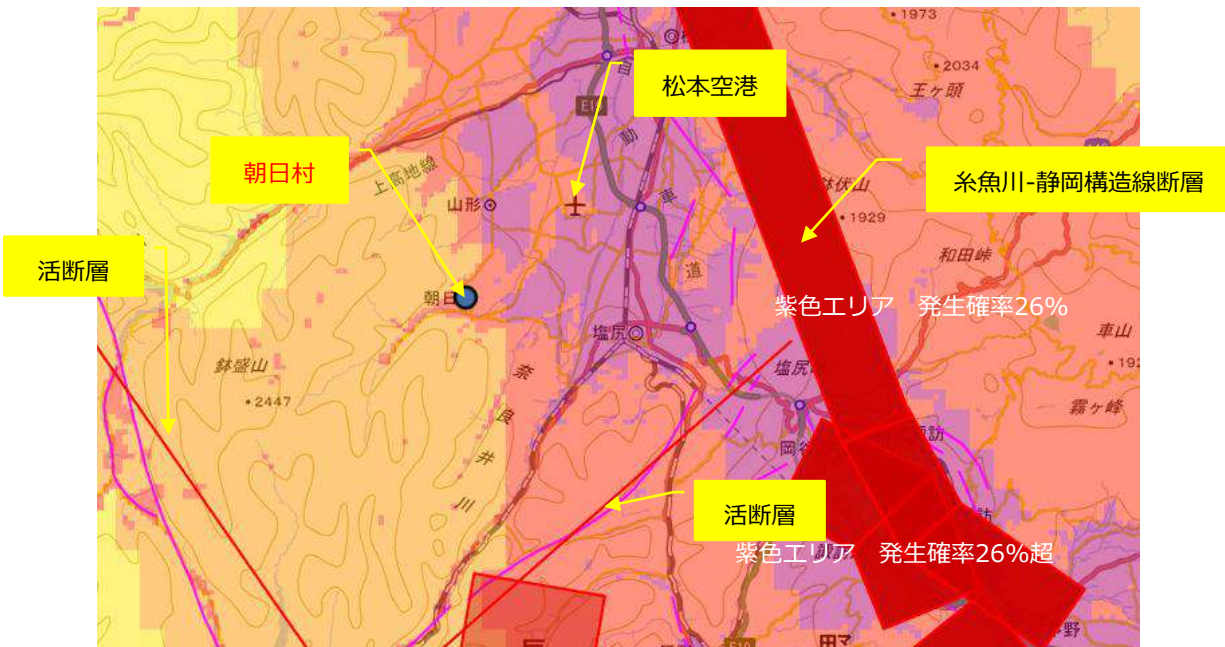


図-7 朝日村及び近郊の震度分布

朝日村地域の震度予想 【30年 震度6弱以上の揺れに見舞われる確率 26%超と推定】

3方向にある断層帯に囲まれた地域であるが、特に糸魚川-静岡構造線断層帯中北部の活断層地震の影響が最も強い地域である。

地震で想定される最も大きな影響は亀裂や陥没により道路網が寸断された場合である。朝日村は運送業が多いため、稼働ができず操業停止が起こる。また、中小・大企業の工場や物流拠点も点在

しているため、配送が滞り業務が遅延する。建設業の小規模事業者も多く、近隣市町村の工事現場で業務に従事する機会が多いため、移動が困難となり、事業活動が停滞するおそれがある。

(1)-5. その他特に想定されるリスク

朝日村は地震の揺れよりも土砂災害による被害や集落の孤立が深刻化しやすい地域である。また、大雨による小規模河川の氾濫と土砂による複合災害が考えられる。

土砂災害により他市村とつながる道が通行止めになった場合、全ての事業者による業務停止が起こる可能性が高い。また、孤立することで物流停止や従業員が出勤できず、人員確保が困難になるなどのリスクがある。

長野県と村役場と商工会が合同で実施した事業承継調査では、後継者不在率が非常に高い結果となっており、事業継続が困難になることで廃業を決定する事業者が増加する可能性がある。

(1)-6. 感染症

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。

また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国かつ急速なまん延により、朝日村においても多くの村民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(1)-7. サイバー攻撃等

国税調査・還付金・インターネットバンキング・投資をかたったメールが急増している。電子帳簿保存法の対応により、仕事でメールを利用する頻度が多くなったことから、資金を守るための対策が重要である。主要産業の製造業では機密情報を多く保有しているため、適切な情報セキュリティ対策が不可欠である。また、建設業の小規模事業者は顧客の個人情報データを取り扱っていることから、サイバー攻撃による情報漏洩等のリスクへの対策が急務となっている。

(2) 商工業者の状況

令和7年 長野県下商工会の概要データの商工業者数及び小規模事業者数

- ・ 商工業者等数 137者
- ・ 小規模事業者数 86者

(うち事業継続力強化に取り組んでいる小規模事業者は把握できていない)

表-1 商工業者の業種別内訳

	建設業	製造業	卸売業	小売業	飲食店・ 宿泊業	サービス業	その他	合計
管轄内事業者総数	26	28	3	24	12	17	27	137
(内)小規模事業者数	18	16	2	17	12	11	10	86
立地状況	村内 広域に 分散	村内 広域に 分散	村内 広域に 分散	村内 広域に 分散	村内 広域に 分散	村内 広域に 分散	村内 広域に 分散	

(3) これまでの取組

ア 朝日村の取組

- ・ 朝日村地域防災計画 (見直し修正 令和7年3月 朝日村防災会議)

この計画は、災害基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定に基づき、朝日村防災会議が作成する計画であって、村、関係機関、住民等がその全機能を発揮し、相互に有機的な

関連を持って、村における災害予防対策、災害応急対策、災害復旧対策を実施することにより、村の土地の保全と住民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

<https://www.vill.asahi.nagano.jp/material/files/group/2/bousaikeikaku.pdf>

・ **地震総合防災訓練の実施**

村民は9月初旬防災会が指定する場所で防災訓練を実施している。

・ **食料の備蓄**

食料の供給を行うため、協定等により調達体制の整備が図られており、約4,000食の食料の備蓄もされている。これらの食料や備蓄食料を住民に対して円滑に供給できるよう、体制の整備を図る。

・ **防災備品の更新**

令和7年10月災害時用のベッドや簡易トイレ、小型テント、パーテーションなどの備品を拡充した。以前から常備していた既存のダンボールベッドや段ボールのパーテーションなども併用して使用する。

・ **防災士の資格取得費用の補助**

令和6年6月村内の防災士により朝日村防災士会が発足した。今後防災士を増やすため資格取得費用の補助を行っている。

・ **防災センター・防災公園・診療所の開設**

令和4年小野沢地区に防災公園を建設した。令和5年、西洗馬地区に防災センターを新設した。令和7年に建設着手した公設民営の診療所が完成し、令和8年8月に開設予定。

・ **新型インフルエンザ等対策行動計画の策定**

朝日村職員の新型コロナウイルス感染症対策行動計画の策定に示す。

イ 当商工会の取組

取組内容

- ・ 小規模事業者に対する災害リスクやBCP計画の策定支援および普及啓発
- ・ あいおいニッセイ同和損害保険会社と連携した損害保険への加入促進
- ・ 事業継続力強化計画支援策定のための行政担当課との連携
- ・ 防災備品(スコップ、懐中電灯、非常食等)を備蓄
- ・ 水・食料品の備蓄
- ・ 事業継続力強化計画の策定のため支援を実施
- ・ 防災設備の点検
- ・ 令和3年11月危機発災時等の村と連携協定書を締結
- ・ 感染症発生に対する対策
危機管理マニュアルP21～23に示す

ウ 事業継続力強化支援計画の実施状況

- ・ 9月 防災セミナーの開催

年度	内容	講師	参加者数
令和4年度	災害ボランティアと防災教育	防災士	10名
	BCPの策定支援について	損保会社担当者	10名
令和5年度	避難所運営カードで学ぶ防災教育	防災士	7名
令和6年度	能登半島地震の支援報告・避難所設備の取り扱いについて	役場総務防災係	10名
令和7年度	大規模災害時における食品衛生及び公衆衛生の維持管理について	松本保険福祉事務所担当者	12名

- ・役職員防災訓練を年1回実施 合計3回
- ・事業継続力強化計画策定支援 1者3回
- ・事業継続力強化計画策定者の把握(3者 内1者策定支援)
- ・事業継続力強化計画策定の会報による周知 1回
- ・役員会等での事業継続力強化計画策定の普及

2 本計画の策定及び実行にあたっての課題と対策

【課題】

- ①村内事業者の取組状況を把握できていない。
- ②現状緊急時にどのように協定が結ばれ、どのように行動すべきか把握できていない。
- ③協力体制の重要性について、具体的な体制やマニュアルが整備されていない。
- ④平時・緊急時の対応について、ノウハウをもった人員が十分にいない。
- ⑤災害時に対応する保険の適切な助言を行うことができる職員がいない。
- ⑥感染症対策において、村内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えて、マスクや消毒液等の衛生用品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知することなどが必要である。
- ⑦災害の危機意識向上のため毎年防災セミナーを実施しているが、計画策定までに至らない。
- ⑧小規模事業者はサイバー攻撃に対するリスク管理が十分に整備されていない。

【対策】

- ①策定件数は経済産業省HPに掲載の事業継続力強化計画の認定事業者一覧で確認する。
- ②連携体制をHPに掲載する。
- ③連携を強化しマニュアル作成を目標とする。
- ④～⑤ 職員研修、損害保険会社との連携を強化する。
- ⑥感染症対策のマニュアル作成を目標とする。
- ⑦国の補助金の加点になるなどのメリットを周知し、計画策定につなげる。
- ⑧建設業を中心にリスク管理セミナーを開催し、サイバー攻撃への対応力・リスク管理体制の強化を図る。

3 目標

- ・村内小規模事業者に対し災害リスクや感染症リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・防災セミナーを開催し、防災への危機意識を高める。
- ・上記について支援を実施し、BCP策定の個社支援につなげる。
- ・農業、製造業、建設業は村の基幹産業であり、災害時の停止は村経済に大きな影響を与えるため、山沿いに立地する被災リスクの高い製造業、建設業を中心に面的支援を行い、地域経済の機能維持とサプライチェーン保全を図る。
- ・災害発生時の連絡を円滑に行うため、当商工会と朝日村との間における被害状況報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援が行えるよう、また、村内において感染症発生時には、速やかに拡大防止措置を行うよう、組織内における体制や関係機関と連携体制を平時から構築する。

具体的には、以下の目標を設定し取り組んでいくこととする。

- ①年3者に対して事業者BCPの策定・見直し支援を行う。
- ②村内全体の事業継続力強化計画(BCP)の策定率を令和13年度までに現状の3.4%から10%
- ③建設業、製造業の小規模事業者は策定率を令和13年度までに現状の5.5%から20%
- ④損害保険加入の取組を2者に対して行う。
- ⑤上記目標達成のために防災の日を目安に、年1回セミナー・説明会を開催する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

1 事業継続力強化支援事業の実施期間 (令和8年4月1日 ～ 令和13年3月31日)

2 事業継続力強化支援事業の内容

(1) 村内小規模事業者の事業継続力強化の取組状況の把握

経済産業省、自治体等と連携し村内小規模事業者における事業継続力強化計画の策定状況等の事業継続力強化の取組状況を把握する。

策定件数は経済産業省のHPに掲載の事業継続力強化計画の認定事業者一覧で確認する。伴走型小規模事業者支援推進事業費補助金を活用し、山形村商工会と共同、または筑摩野エリアで連携して調査を行う。

(2) 小規模事業者に対する事業継続力強化支援の内容

ア 小規模事業者に対する災害等リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害時等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策(事業休業への備え、水災補償の損害保険・共済への加入、行政の支援策の活用等)について説明する。
- ・会報やホームページにおいて、本計画を公表する。
その他、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP(即時に取組可能な簡易的なものも含む。)の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく冷静に対処することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者にマスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援政策等を提供する。

イ 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・平成27年1月に朝日村商工会 危機管理マニュアル(Ver. 1)を作成
- ・朝日村商工会 危機管理マニュアル(Ver. 2) 【令和3年6月総合見直し】
- ・朝日村商工会 危機管理マニュアル(Ver. 3) 【令和4年6月見直し】
- ・朝日村商工会 危機管理マニュアル(Ver. 4) 【令和7年6月見直し】 別添

(3) フォローアップ

- ・当会の防災訓練を年1回行うとともに事業所の防災訓練の実施を促す。
- ・朝日村地震災害防災訓練への参加を促す。
- ・事業継続力強化計画の見直しを促進するため(一社)日本中小企業診断士協会連合会の実施する実効性向上支援等支援事業を紹介する。
(HP: <https://jigyokei-jikkoseikojo.jp/>)
- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認。
- ・事業者BCPの策定後3年が経過した事業者に対し、個別訪問により計画の見直しについて支援を行う。
- ・保険会社等と連携し、巡回等で策定後の状況の聞き取りを行う。

(4) 知見の共有及び事業継続力の底上げ

- ・商工会報などで域内の事業者の事業継続力強化に関する商工業者に好事例を展開する。
- ・朝日村の会報等に事業継続力強化の好事例を掲載し村民に周知する。
- ・同じ地域や同じ業種など、関連する企業をマッチングし、連携型事業継続力強化計画の策定を支援する。

(5) 関係団体等との連携

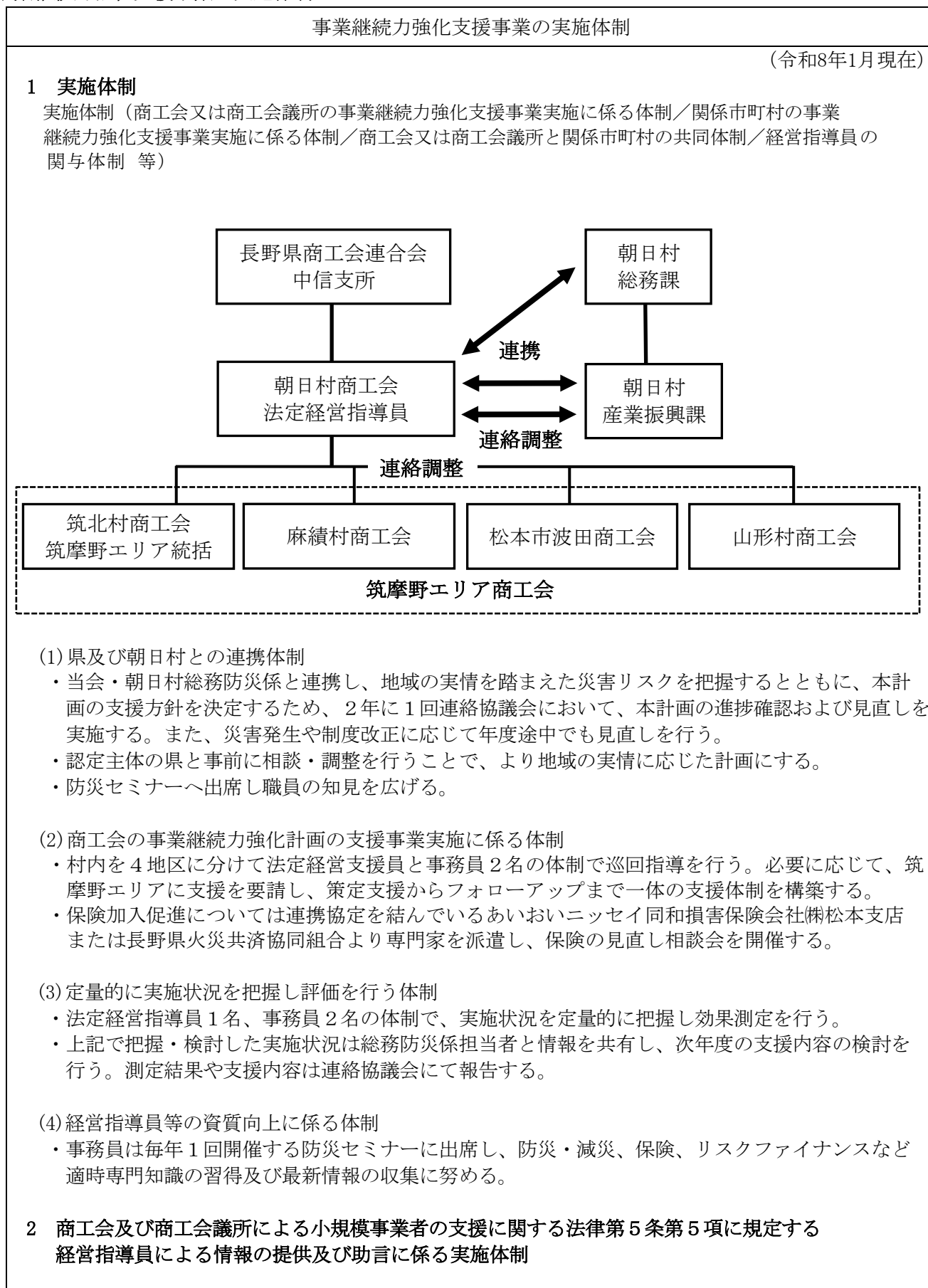
- ・連携協定を結ぶあいおいニッセイ同和損害保険株式会社に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等をする。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険(生命保険や障害保険、感染症特約付き休業補償など)の紹介等も実施する。
- ・「長野県BCP策定支援プロジェクト」を活用し、BCPの策定を希望する事業者に対してセミナーの開催や個別支援を実施する。
- ・関係機関に普及啓発ポスターの掲示、セミナーの共催等。
- ・朝日村と共同で防災セミナーの開催や連携方法について検討する。また、BCPに対する理解を深める。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



- (1) 当該経営指導員の氏名、連絡先
法定経営指導員 宮本 浩幸 (連絡先は後述3(1)参照)
- (2) 当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度 等)
※以下に関する必要な情報の提供及び助言を行う
- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
 - ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ(1年に1回以上)
- (3) 広域経営指導員の当否
経営指導員 宮本 浩幸は、施行規則第2条第2項に規定する広域経営指導員に該当しない。

3 当商会/筑摩野エリア商工会、関係市町村連絡先

(1) 当商工会

朝日村商工会

〒390-1104 長野県東筑摩郡朝日村古見1300-5
TEL 0263-99-2551 / FAX 0263-99-3573
E-mail : asahisci@beetle.ocn.ne.jp

(2) 筑摩野エリア商工会

松本市波田商工会

〒390-1401 長野県松本市波田10098
TEL 0263-92-2246 / FAX 0263-92-5999
E-mail : info@mhata-sci.jp

筑北村商工会

〒399-7601 長野県東筑摩郡筑北村坂北2191-1
TEL 0263-66-2444 / FAX 0263-66-3116
E-mail : chikuhoku-sci@go.tvm.ne.jp

山形村商工会

〒390-1301 長野県東筑摩郡山形村2025-8
TEL 0263-98-2200 / FAX 0263-98-4004
E-mail : shoukou@go.tvm.ne.jp

麻績村商工会

〒399-7701 長野県東筑摩郡麻績村麻3835-7
TEL 0263-67-2146 / FAX 0263-67-4581
E-mail : info@omisho.jp

(3) 長野県商工会連合会

中信支所

〒399-8303 長野県安曇野市穂高5047
TEL : 0263-88-6168 / FAX : 0263-88-6763
E-mail : chushin@nagano-sci.or.jp

(4) 関係市町村

朝日村役場 総務課

〒390-1104 長野県東筑摩郡朝日村大字古見1555-1
TEL : 0263-99-4104 / FAX : 0263-99-2745

朝日村役場 産業振興課

〒390-1104 長野県東筑摩郡朝日村大字古見1555-1
TEL : 0263-99-4104 / FAX : 0263-99-2745

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

1. 必要な資金の額

(単位 千円)

項目	年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
	必要な資金の額		100	300	300	300
・ 専門家派遣費			100	100	100	100
・ 協議会運営費	50	50	50	50	50	50
・ セミナー開催費			50	50	50	50
・ パンプ、チラシ作成費	50	50	50	50	50	50
・ 防災、感染症対策費			50	50	50	50

2. 調達方法

調達方法
会費収入、長野県補助金、朝日村補助金、事業収入等

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
<ul style="list-style-type: none"> ・ あいおいニッセイ同和損害保険会社(株)松本支店 長野県松本市埋橋1-1-7 取締役社長 新納 啓介 ・ 長野県火災共済協同組合 長野県松本市中央1-23-1 理事長 花村 薫
連携して実施する事業の内容
連携する2社 ・ 小規模事業者に対する災害リスクの周知を行う。 自然災害等のリスク及びその影響を軽減させるための取組みや対策を、講習会やパンフレット配布等により連携して周知・説明を行う。 主にあいおいニッセイ同和損害保険会社(株) ・ 小規模事業者に対し、BCP策定による実効性のある取組み支援等を行う。 個別相談会、セミナーを通して個者のBCP策定のための策定支援を連携して実施する。
連携して事業を実施する者の役割
あいおいニッセイ同和損害保険会社(株) 代表取締役社長 新納 啓介 長野県松本市埋橋1-1-7 ・ 事業者の損害保険の見直しを図り、災害時等に必要な保険を専門的立場から精査することにより、事業継続のための資金確保等を図ることが期待できる。 ・ セミナーの開催等に講師の派遣や資料の提供を受け、実効性のあるBCP策定を図ることができる。 長野県火災共済協同組合 理事長 花村 薫 長野県松本市中央1-23-1 ・ 被災時の復旧に必要な費用算定等で連携してあたり、迅速な対応が期待できる。 ・ BCP策定に必要な情報の提供を受け、実効性のある計画の策定と対応が図れる。
連携体制図等